

報告第7号

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見（別添）を付けて報告する。

令和5年9月4日提出

多可町長 吉田 一 四

1 健全化判断比率

(単位：%)

	令和4年度 決算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率	-	13.97	20.00	
②連結実質赤字比率	-	18.97	30.00	
③実質公債費比率	12.1	25.0	35.0	
④将来負担比率	-	350.0	-	

(備考)

①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「-」と記載する。
④について、将来負担額が充当可能財源等を下回る場合は、「-」と記載する。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和4年度 決算	経営健全化基準	備考
宅地造成事業特別会計	-	20.0	
水道事業特別会計	-	20.0	
下水道事業特別会計	-	20.0	

(備考)

資金不足が生じない場合は、「-」と記載する。

多 監 第 2 5 号
令和 5 年 8 月 2 3 日

多可町長 吉 田 一 四 様

多可町監査委員 霜 浦 暢 祐

多可町監査委員 清 水 俊 博

令和 4 年度多可町一般会計、特別会計及び公営企業会計決算
審査意見書並びに令和 4 年度多可町健全化判断比率等に係る
審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定
により、審査に付された令和 4 年度多可町一般会計及び各特別会計並び
に公営企業会計歳入歳出決算について、それぞれの決算書及び関係諸帳
簿、証拠書類を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

並びに、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第
22 条第 1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び公営企業
資金不足比率について、その算定に基礎となる事項を記載した書類を審
査した結果、別紙のとおり意見を付する。

令和4年度健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和5年7月14日から令和5年7月27日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

ア 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和4年決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.97	20.0
連結実質赤字比率	—	18.97	30.0
実質公債費比率	12.1	25.00	35.0
将来負担比率	—	350.00	

イ 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和4年度決算	経営健全化基準
水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	20.0

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、実質収支額が1億2,163万9,712円の黒字となっており、比率表示はない。今後もこの状態の維持に努められたい。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が20億7,045万1千円の黒字となっており、比率表示はない。今後もこの状態の維持に努められたい。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率（令和2年度から令和4年度までの3か年平均数値）は、前年度の11.6%から0.5ポイント上昇し12.1%となっている。

これは、公債費等に係る負担は若干減少したものの、地方交付税及び臨時財政対策債の減少により標準財政規模額が減となったため、令和4年度の単年度ベースが12.6%となったことによる。

今後は、人口減少による標準財政規模の縮減が予想されるとともに、生涯学習まちづくりプラザ、統合中学校や新ごみ処理施設整備事業負担金等の大型建設事業が始まったことから、引き続き今後の動向に留意し、新たな地方債の発行については、その必要性和将来にわたる償還計画を勘案しながら財政の健全化と比率の抑制に努められたい。

エ 将来負担比率

将来負担比率は、将来負担額203億9,988万6千円から充当可能財源等204億3,196万5千円を引いた実質的な将来負担額が△3,207万9千円となり、数値がマイナスとなるので、比率表示はない。

これは、前年度に比べ将来負担額で地方債の現在高が7億5,372万4千円の減、公営企業債等繰入見込額が1億2,258万円の増、組合負担等見込額が1億3,854万3千円の増となり、充当可能財源等で充当可能基金が3億4,070万6千円の増、起債残高への基準財政需要額算入見込額が7億9,429万2千円の減となり、将来負担額と充当可能財源等は共に減少となったが、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことによる。

今年度は一般会計で過疎対策事業債を4億480万円発行したが、地方債の現在高は減少している。今後は、前述した大型建設事業により地方債の増加が見込まれるため、計画的な財政運営を行い将来負担の軽減に努められたい。

オ 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に対してどの程度であるかを示す指標である。公営企業特別会計において、資金不足が発生していないので、比率表示はない。今後もこの状態の維持に努められたい。

(3) まとめ

令和4年度決算に基づく健全化判断比率では、前年度までと同様に実質赤字、連結実質赤字及び資金不足は生じていない。

実質公債費比率は上昇したものの早期健全化基準を下回っており、将来負担比率では充当可能財源等が上回った状況あり、健全な範囲内と認められる。

財政力指数(0.33)は増減がなく、経常収支比率は、町税は増加したが普通交付税や臨時財政対策債などの減少により91.8%と上昇しているものの全般的には財政の健全化に向けた取り組みの効果が見受けられる。

しかし、地方交付税や臨時財政対策債が減少するなか、歳出においては、少子高齢化による社会保障費の増加に加え、大型建設事業による費用の増加が見込まれているため、財政状況は厳しくなっていくものと予想される。

今後の行財政運営にあたっては、事業の必要性や緊急性を十分に検討し、健全な財政運営が安定的、持続的に維持されるよう効率的な行政運営に努められたい。